

電気通信主任技術者資格者証再交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙ちょう付欄
(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。また、申請者は消印しないでください)
(収入印紙を必要額を超えている場合は、申請書の余白に、「過納承諾 氏名印」のように記入・押印してください)

<p>写真ちょう付欄</p> <p>1 申請者本人が写っているもの</p> <p>2 正面、無帽、無背景、上三分身で6ヶ月以内に撮影されたもの</p> <p>3 縦30mm×横24mm</p> <p>4 写真は資格者証に転写されるので、鮮明なものを枠からはみ出さないようにはってください</p>

郵便番号 _____

住 所 _____

(方) 電話(日中の連絡先) _____

氏 名	フリガナ(姓)	(名)	印
	漢字(姓)	(名)	

氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。

資格者証の再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第42条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更
申請に係る資格者証の内容	資格者証の種類			
	資格者証番号			
	氏 名			
	生 年 月 日		年	月
変 更 後 の 氏 名				
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類			
	2 資格者証			

- ※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、戸籍謄本又は戸籍抄本、住民票の写し等、変更の事実(変更前後の氏名)を確認できる公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と相違ないことが確認できない場合は認められません。
- ※ 資格者証の郵送を希望するときは所要の郵便切手をはり、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。

注1 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。

- (1) 資格者証の種類欄は、資格者証番号の記載をした場合には記載の省略ができる。
- (2) 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名との間に空欄を1枠設けること。

(記載例)

氏	名	鈴	木		太	郎													
---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 生年月日は、次により記載すること。

イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。

ロ 年月日のいずれかの数字が1けたの場合は、当該1けたの数字の前に0を付して2けたにして記入すること。

(記載例)

生	年	月	日	S	2	1	0	1	0	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注2の(2)に従って記載すること。
- 4 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

◆ 申請手数料(収入印紙)

資格者証の再交付手数料として、申請書に国(日本政府)が発行する収入印紙を貼付してください。

再交付申請	1,350円
-------	--------

(注意)

- ・都道府県が発行する収入証紙ではありません。(収入印紙は、郵便局等で購入できます。)
- ・収入印紙には、割印や消印等はしないでください。また、重ならないように貼付してください。
- ・申請者の都合により多く納める場合は、収入印紙貼付欄横の余白に**朱書きで「〇〇円過納承諾」と記載し、捺印してください。(記載例を参照)**

【氏名訂正により再交付申請をされる方へ】

プラスチックカード化に伴い、これまで行ってきた氏名変更による訂正申請の手続が無くなり、氏名が変更になった場合でも再交付の申請を行っていただくことになります。

ただし、平成22年4月1日の改正以前に交付された資格者証をお持ちの場合は、原則1回に限り、資格者証の訂正申請を行うことができます。(申請手数料…不要。資格者証…要添付。)

◆ 写真

過去6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦30^{ミリ}、横24^{ミリ}のもの。
また、写真の裏面には、資格及び氏名を記入してください。

◆ 氏名の変更の事実を証明する書類(氏名の訂正をされる方のみ必要な書類)

戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の記載事項証明書等で、変更前・変更後の氏名の変更の記載があるものを添付してください。(いずれもコピー不可)

◆ 返信用封筒(資格者証の郵送を希望される場合)

資格者証の郵送を希望される方は、返信用封筒(定形サイズ)に郵便切手(80円)を貼付の上、住所、氏名を記入したものを同封願います。

「簡易書留」等による郵送を希望される場合、返信用封筒に「簡易書留」等の料金相当の切手を貼付の上、「簡易書留」等を明記願います。

なお、「簡易書留等」をご希望であっても、切手貼付額が不足の場合は、通常郵便にてお送りしますので予めご注意願います。

※ 返信用封筒が無い場合は、総合通信局でのお渡しとなります。

<申請についての提出先及び問合せ先>

総務省 北陸総合通信局 電気通信事業課

住所 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎6階)

TEL 076-233-4422

受付時間:月曜日から金曜日(閉庁日を除く)の8時30分~12時及び13時~17時まで

申請書の注書きに従うとともに、下記の点に注意して記入願います。
 下記の記載例は記入箇所を赤で表示していますが、実際には黒又は青のボールペンで記入願います。

総務大臣 殿

収入印紙(1,350円分)

注: 収入印紙は、割印・消印等はしないこと。

※ 国が発行する収入印紙を重ならないように貼付してください。

※ 収入印紙は、郵便局又は郵便切手類販売所で取り扱っています。(県の収入証紙ではありません)

※ 印紙額面の端数等、申請者の都合により多く納める場合は、余白に朱書きで「〇〇円過納承諾」と記載し捺印してください。

(例) 1,400円分の印紙を貼付した場合・・・余白に50円過納承諾

※ 氏名の変更がある場合は、戸籍抄本(コピーは不可)など、「氏名の変更の事実を証明する書類」を添付すること。

※ 再交付の理由が亡失以外の場合は、資格者証を添付すること。

電気通信主任技術者資格者証再交付申請書

平成22年4月1日

50円過納承諾(印)

写真および付欄
 1. 申請者本人が写っているもの
 2. 正面、無帽、無背景、上三分身で6ヶ月以内に撮影されたもの
 3. 縦30mm×横24mm
 4. 写真は資格者証に貼写されるので、証明名を併記し、貼付する際、貼付位置はみだしがないように貼ってください。

郵便番号 123-4567

住所 〇〇市△△町1-2-3

(方) 電話(日中の連絡先) 090-*****

フリガナ(姓)	ソナム	(名)	タロウ
漢字(姓)	総務	(名)	太郎

氏名を自筆で記入したときは、押印を添付できます。

提出年月日を記入

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦30mm、横24mmのものを糊で貼る。
 (写真裏面に申請資格および氏名を記入)

糊等で写真の表面を汚さないようご注意ください。
 セロハンテープは不可。

住所を記入

平日の日中に連絡可能な電話番号を記入願います。

氏名を記入(自筆の場合は④省略可)

資格者証の再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第42条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

理由	1 汚損	2 破損	③ 亡失	④ 氏名の変更
申請に係る資格者証の内容	資格者証の種類	伝送交換		
	資格者証番号	A A 0 0 A 1 2 3 4 5 A		
	氏名	郵政 太郎		
変更後の氏名	生年月日	H 0 1 0 2 0 3		
	氏名	総務 太郎		
添付書類	① 氏名の変更の事実を証する書類 ② 資格者証			

該当する理由に○をつける

申請資格に関する事項を記入

氏名に変更がある場合は記入

記入漏れがないか、収入印紙、写真等が剥がれないか確認の上、返信用封筒(切手を貼付し、住所、氏名を記入したもの)を添付して提出してください。
 (注意・・・返信用封筒が無い場合は、総合通信局でのお渡しとなります。)
 郵送の場合、申請書は三つ折り等に折り曲げても結構ですが、写真は曲げないようにご注意ください。